

平成29年度
社会福祉法人幸清会 相互評価事業

【現地調査票】自己評価票

施設名： 特別養護老人ホーム大原の杜2016

社会福祉法人幸清会

重視するポイント	大項目	中項目	小項目	番号												
A・設備面への配慮 在宅に近い環境づくりへの配慮がなされ、生活の場としての設えをしている	I・居室が入居者にとっての居場所になるように配慮している	1・個人の持ち物などを自由に持ち込める 居場所を確保している	①入居者が使い慣れた家具等私物を自由に持ち込んでいる													
			<table border="1"> <tr> <td>基準</td> <td>解釈通知</td> <td>テキスト</td> <td>Q&A</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3 設備に関する要件(1)(4)⑤</td> <td>P40 P116</td> <td>P18</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	基準	解釈通知	テキスト	Q&A	○	×	3 設備に関する要件(1)(4)⑤		P40 P116	P18			
			基準	解釈通知	テキスト	Q&A	○	×								
			3 設備に関する要件(1)(4)⑤		P40 P116	P18										
			調査ポイント	持ち込み家具の制限はなく、入居者の持ち込み家具や私物がある	見る 見学時	Q P18	○	1								
			調査ポイント	職員は入居者、家族へ家具を持ち込んでもらう働きかけを行っている	聞く リーダー		○	2								
			状況及び判断根拠 2つすべて○で1点				点数									
			<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>ユニット型</td> <td>従来型</td> <td>養護</td> <td>ケアハウス</td> </tr> </table>				①	②	③	④	ユニット型	従来型	養護	ケアハウス	1/1	
			①	②	③	④										
			ユニット型	従来型	養護	ケアハウス										
		2・介護者の都合で居室のドアを開けっぱなしにしていない	②居室内は入居者が過ごしやすい場所となっている													
			<table border="1"> <tr> <td>基準</td> <td>解釈通知</td> <td>テキスト</td> <td>Q&A</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3 設備に関する要件(1)</td> <td>P40 P116</td> <td>P16</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	基準	解釈通知	テキスト	Q&A	○	×	3 設備に関する要件(1)		P40 P116	P16			
			基準	解釈通知	テキスト	Q&A	○	×								
			3 設備に関する要件(1)		P40 P116	P16										
			調査ポイント	入居者又は家族の意向に沿って家具を配置している	聞く リーダー	テ P40	○	3								
			調査ポイント	入室しなくても中の様子がわかるようなドアとなっていない(小窓などで)	見る 見学時		○	4								
			状況及び判断根拠 2つすべて○で1点				点数									
			<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>ユニット型</td> <td>従来型</td> <td>養護</td> <td>ケアハウス</td> </tr> </table>				①	②	③	④	ユニット型	従来型	養護	ケアハウス	1/1	
			①	②	③	④										
			ユニット型	従来型	養護	ケアハウス										
なことはないようにしている	①介護者の都合で居室のドアを開けっぱなしにしていない															
	<table border="1"> <tr> <td>基準</td> <td>解釈通知</td> <td>テキスト</td> <td>Q&A</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第42条 3項</td> <td>P39</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	基準	解釈通知	テキスト	Q&A	○	×	第42条 3項		P39						
	基準	解釈通知	テキスト	Q&A	○	×										
	第42条 3項		P39													
	調査ポイント	介護者の都合でドアを開けっぱなしにしていない(開けている理由を話すことができる)	聞く 常勤職員	テ P39	○	5										
	調査ポイント	居室へ訪問の際にはノックをして入室している	見る 見学時	テ P39	○	6										
	状況及び判断根拠 2つすべて○で1点				点数											
	<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>ユニット型</td> <td>従来型</td> <td>養護</td> <td>ケアハウス</td> </tr> </table>				①	②	③	④	ユニット型	従来型	養護	ケアハウス	1/1			
	①	②	③	④												
	ユニット型	従来型	養護	ケアハウス												
	②介護者の都合でドアの代わりにのれんやカーテンをつけていない															
	<table border="1"> <tr> <td>基準</td> <td>解釈通知</td> <td>テキスト</td> <td>Q&A</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第42条 3項</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	基準	解釈通知	テキスト	Q&A	○	×	第42条 3項								
	基準	解釈通知	テキスト	Q&A	○	×										
	第42条 3項															
	調査ポイント	介護者の都合でドアを開けておくために、のれんやカーテンを使用していることがない	見る 見学時		○	7										
	調査ポイント	のれんやカーテンがついている場合、その理由が介護者の都合ではないことを説明できる	聞く 常勤職員		○	8										
	状況及び判断根拠 2つすべて○で1点				点数											
	<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>ユニット型</td> <td>従来型</td> <td>養護</td> <td>ケアハウス</td> </tr> </table>				①	②	③	④	ユニット型	従来型	養護	ケアハウス	1/1			
	①	②	③	④												
	ユニット型	従来型	養護	ケアハウス												

重視するポイント	大項目	中項目	小項目	番号			
A・設備面への配慮 在宅に近い環境づくりへの配慮がなされ、生活の場としての設えをしている	Ⅰ・リビングに煮炊きできるキッチンが設置されている	①入居者が心身の状況に応じて家事ができるようキッチンを設置している					
		基準	解釈通知	テキスト	Q&A	○ ×	
		第40条 一号 □	3 設備に関する要件(5)③	P49 P51	P24		
		調査ポイント	リビングにキッチンが設置されている(簡易ではない)		見る 見学時	○	9
			入居者が無理なく家事等に参加できるよう働きかけている。		聞く 常勤職員	○	10
			状況及び判断根拠 2つすべて○で1点			点数	
			①	2	3	4	1/1
			※ユニット型以外は、付加点数として評価				
		Ⅱ・リビングはごく普通の生活ができるように配慮している	②食器棚や家電製品等を設置し、使われている				
			基準	解釈通知	テキスト	Q&A	○ ×
			第40条 一号 □	3 設備に関する要件(5)①	P51	P24	
			調査ポイント	食器棚があり、一般家庭にあるようなごく普通の食器がある(複数の種類の食器がある)		見る 見学時	○
			家電製品が設置されており使われている(炊飯器・冷蔵庫・電子レンジなど)		見る 見学時	○	12
			状況及び判断根拠 2つすべて○で1点			点数	
			①	2	3	4	1/1
			※ユニット型以外は、付加点数として評価				
			①食事をしたり談話等を楽しんだりするのに適したテーブル、椅子等の備品を備えている				
			基準	解釈通知	テキスト	Q&A	○ ×
			第40条 一号 □	3 設備に関する要件(5)③	P51	P23	
			調査ポイント	食事を行うために適切な椅子やテーブルがある(入居者によって異なるため、複数タイプある)		見る 見学時	○
			食べる場とくつろぐ場を持つような工夫をしている		見る 見学時	○	14
			状況及び判断根拠 2つすべて○で1点			点数	
			①	②	③	④	1/1
			ユニット型	従来型	養護	ケアハウス	
		②入居者が日常の暮らしを営めるよう整備しており、活用されている					
		基準	解釈通知	テキスト	Q&A	○ ×	
		第40条 一号 □	3 設備に関する要件(5)①	P48	P22		
		調査ポイント	お茶の道具や新聞、テレビなどがリビングにあり(ない場合はその理由を言える)、入居者が好きな時に飲んだり、見たりできる		見る 見学時	○	15
		幼稚な飾りつけや職員の掲示物が貼り出されているようなことはない		見る 見学時	○	16	
		状況及び判断根拠 2つすべて○で1点			点数		
	①	②	③	④	1/1		
	ユニット型	従来型	養護	ケアハウス			

重視するポイント	大項目	中項目	小項目	番号					
A・設備面への配慮 在宅に近い環境づくりへの配慮がなされ、生活の場としての設えをしている	Ⅲ・セミパブリックなど、工夫のできる空間等うまく	利用している	①入居者や家族がユニットを出てゆっくりと過ごせるような場所がある						
			基準 第45条	解釈通知 第4章 14 社会生活上の便宜の提供等(3)	テキスト P58	Q&A P38	○ ×		
			調査ポイント	ユニット外で入居者同士・入居者と家族が集まることができる場所がある	見る 見学時	テ P52	○	17	
			調査ポイント	どのように使われているか確認する	聞く リーダー		○	18	
			状況及び判断根拠	2つすべて○で1点		点数			
				①	②	③	④	1/1	
			※ユニット型以外は、居室以外で、他者と交流出来る場があり、使用状況を確認出来れば○						
			②入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係わる活動をする場所が確保できている						
			基準 第45条 1項	解釈通知	テキスト P58	Q&A P38	○ ×		
			調査ポイント	サークルやクラブ活動の場所が確保されている	見る 見学時	テ P58	○	19	
			調査ポイント	活動が定期的であり、記録もある	見る 書類確認		×	20	
			状況及び判断根拠	2つすべて○で1点		点数			
		①	②	③	④	0/1			
	※ユニット型以外は、居室以外で、サークルやクラブ活動が出来る場があり、使用状況を確認出来れば○								
	Ⅱ・パブリックスペースが地域の交流の場として活用されている	利用している	2	①入居者が施設にいても地域と交流ができるような工夫をしている					
				基準 第39条 2項	解釈通知	テキスト P59	Q&A P39	○ ×	
				調査ポイント	入居者が地域の方と交流したりできる場所がある	見る 見学時	テ P59 Q P143	○	21
				調査ポイント	どのように活用しているか説明できる	聞く 中間管理職	Q P39	○	22
				状況及び判断根拠	2つすべて○で1点		点数		
					①	②	③	④	1/1
				※ユニット型以外は、居室以外で、地域の方と交流したりできる場があり、使用状況を確認出来れば○					
				②地域の人が気兼ねなく施設に来ることができるよう工夫をしている					
				基準 第39条 2項	解釈通知	テキスト	Q&A	○ ×	
				調査ポイント	どのような工夫をしているか説明できる	聞く 中間管理職	テ P59	×	23
調査ポイント				地域の人に開放できる場所がある	見る 見学時		○	24	
状況及び判断根拠				2つすべて○で1点		点数			
	①	②	③	④	0/1				
※ユニット型以外は、居室以外で、地域の方と交流したりできる場があり、使用状況を確認出来れば○									

重視するポイント	大項目	中項目	小項目	番号											
A・設備面への配慮 在宅に近い環境づくりへの配慮がなされ、生活の場としての設えをしている	IV・ユニットで生活ができるようなトイレ、個室等の配置に配慮している	1・トイレは入居者の排泄をサポートできるような居室設置が、分散配	①トイレは居室設置もしくはユニット内（共同生活室）に数か所の分散配置をしている												
			<table border="1"> <tr> <th>基準</th> <th>解釈通知</th> <th>テキスト</th> <th>Q&A</th> <th></th> </tr> <tr> <td>第40条 一号 二</td> <td>3 設備に関する基準 (7)</td> <td>P43</td> <td>P32</td> <td>○ ×</td> </tr> </table>	基準	解釈通知	テキスト	Q&A		第40条 一号 二	3 設備に関する基準 (7)	P43	P32	○ ×		
			基準	解釈通知	テキスト	Q&A									
			第40条 一号 二	3 設備に関する基準 (7)	P43	P32	○ ×								
			調査ポイント トイレが居室設置かリビングに分散配置（概ね3人に1つ以上）している	見る 見学時	テ P43 Q P32	○	25								
			調査ポイント 支援が必要な入居者も使えるトイレとなっている	見る 見学時	テ P43 Q P33	○	26								
			状況及び判断根拠 2つすべて○で1点	点数											
			<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> </table>	①	2	3	4	1/1							
			①	2	3	4									
			※ユニット型以外は、付加点数として評価												
	②プライバシーに配慮し気持ちよく排泄できるよう環境を整えている														
	<table border="1"> <tr> <th>基準</th> <th>解釈通知</th> <th>テキスト</th> <th>Q&A</th> <th></th> </tr> <tr> <td>第42条 3項</td> <td></td> <td>P43</td> <td>P33</td> <td>○ ×</td> </tr> </table>					基準	解釈通知	テキスト	Q&A		第42条 3項		P43	P33	○ ×
	基準	解釈通知	テキスト	Q&A											
	第42条 3項		P43	P33	○ ×										
	調査ポイント 居室内、リビングからトイレや排泄行為が見える環境ではない（居室外のトイレは車椅子の入居者が入っても扉をしめることができる）	見る 見学時	テ P45 Q P33	○	27										
	調査ポイント 排泄用品や物品を無造作に置いていない	見る 見学時	Q P33	○	28										
	状況及び判断根拠 2つすべて○で1点	点数													
	<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>ユニット型</td> <td>従来型</td> <td>養護</td> <td>ケアハウス</td> </tr> </table>	①	2	3	4	ユニット型	従来型	養護	ケアハウス	0/1					
	①	2	3	4											
	ユニット型	従来型	養護	ケアハウス											
2・浴室はユニットで生活することができるように配慮し分散配置や個浴設置などしている															
<table border="1"> <tr> <th>基準</th> <th>解釈通知</th> <th>テキスト</th> <th>Q&A</th> <th></th> </tr> <tr> <td>第40条 二号</td> <td>3 設備に関する要件 (8)</td> <td>P54</td> <td>P29</td> <td>○ ×</td> </tr> </table>					基準	解釈通知	テキスト	Q&A		第40条 二号	3 設備に関する要件 (8)	P54	P29	○ ×	
基準	解釈通知	テキスト	Q&A												
第40条 二号	3 設備に関する要件 (8)	P54	P29	○ ×											
調査ポイント 機械浴の使用にあたっては、入浴の判断基準がある	見る 書類確認	テ P56	○	29											
調査ポイント 個浴での入浴の判断基準を答えられる	聞く リーダー	Q P80	○	30											
状況及び判断根拠 2つすべて○で1点	点数														
<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> </table>	①	2	3	4	1/1										
①	2	3	4												
※従来型は、付加点数として評価。養護・ケアハウスは、非該当。															
②プライバシーの保護と浴室内の安全性や清潔感に配慮している															
<table border="1"> <tr> <th>基準</th> <th>解釈通知</th> <th>テキスト</th> <th>Q&A</th> <th></th> </tr> <tr> <td>第42条 3項 第43条 3項</td> <td>6 介護 (3)</td> <td>P57 P95</td> <td></td> <td>○ ×</td> </tr> </table>					基準	解釈通知	テキスト	Q&A		第42条 3項 第43条 3項	6 介護 (3)	P57 P95		○ ×	
基準	解釈通知	テキスト	Q&A												
第42条 3項 第43条 3項	6 介護 (3)	P57 P95		○ ×											
調査ポイント マンツーマン入浴を基本としている	聞く 常勤職員	テ P93	○	31											
調査ポイント 脱衣室を個別に使えるよう配慮し、浴槽ごとにプライバシーを確保している	見る 見学時	テ P57	○	32											
状況及び判断根拠 2つすべて○で1点	点数														
<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> </table>	①	2	3	4	1/1										
①	2	3	4												
※従来型は、付加点数として評価。養護・ケアハウスは、非該当。															

重視するポイント	大項目	中項目	小項目	番号										
B ・ 取組み体制 個別ケアの継続性を保てるよう、情報共有の仕組み作りや職員配置、職員教育を行っている	I ・ 施設の理念が職員に理解できるように配慮している	1 ・ 施設の理念について職員の理解が深まるような取り組みを	①管理者は定期的に理念について具体的にケアに例えて話す機会を持っている											
			<table border="1"> <tr> <td>基準</td> <td>解釈通知</td> <td>テキスト</td> <td>Q&A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第22条 2項</td> <td>第4章 20 管理者の責務</td> <td>P141 P144</td> <td></td> <td>○ ×</td> </tr> </table>	基準	解釈通知	テキスト	Q&A		第22条 2項	第4章 20 管理者の責務	P141 P144		○ ×	
			基準	解釈通知	テキスト	Q&A								
			第22条 2項	第4章 20 管理者の責務	P141 P144		○ ×							
			調査ポイント 管理者は職員にどのように理念を職員に伝えているか確認する	聞く 管理者	テ P144	○	33							
			調査ポイント 管理者は理念の大切さ、なぜ必要なのか職員へ話す機会を持っている	聞く 管理者	テ P140	○	34							
			状況及び判断根拠 2つすべて○で1点	点数										
			<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>ユニット型</td> <td>従来型</td> <td>養護</td> <td>ケアハウス</td> </tr> </table>	①	②	③	④	ユニット型	従来型	養護	ケアハウス	1/1		
			①	②	③	④								
			ユニット型	従来型	養護	ケアハウス								
			②理念について理解が深まるよう取り組んでいる											
			<table border="1"> <tr> <td>基準</td> <td>解釈通知</td> <td>テキスト</td> <td>Q&A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第22条 2項</td> <td>第4章 20 管理者の責務</td> <td>P141 P144</td> <td></td> <td>○ ×</td> </tr> </table>	基準	解釈通知	テキスト	Q&A		第22条 2項	第4章 20 管理者の責務	P141 P144		○ ×	
			基準	解釈通知	テキスト	Q&A								
			第22条 2項	第4章 20 管理者の責務	P141 P144		○ ×							
調査ポイント 職員は理念を答えることができる	聞く 常勤職員		○	35										
調査ポイント 理念の大切さ、なぜ必要なのか職員は答えることができる	聞く リーダー		○	36										
状況及び判断根拠 2つすべて○で1点	点数													
<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>ユニット型</td> <td>従来型</td> <td>養護</td> <td>ケアハウス</td> </tr> </table>	①	②	③	④	ユニット型	従来型	養護	ケアハウス	1/1					
①	②	③	④											
ユニット型	従来型	養護	ケアハウス											
2 ・ 管理者は自らの思いを職員に伝えている			①管理者は会議等への参加を行い、思いを伝える機会を持っている											
			<table border="1"> <tr> <td>基準</td> <td>解釈通知</td> <td>テキスト</td> <td>Q&A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第22条 2項</td> <td>第4章 20 管理者の責務</td> <td>P144 P145</td> <td></td> <td>○ ×</td> </tr> </table>	基準	解釈通知	テキスト	Q&A		第22条 2項	第4章 20 管理者の責務	P144 P145		○ ×	
			基準	解釈通知	テキスト	Q&A								
			第22条 2項	第4章 20 管理者の責務	P144 P145		○ ×							
			調査ポイント 会議への参加を行い、方針やケアのあり方について具体的に話す機会を持っている	聞く 管理者	テ P195	○	37							
			調査ポイント 議事録等により確認できる	見る 書類確認	テ P196	○	38							
			状況及び判断根拠 2つすべて○で1点	点数										
			<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>ユニット型</td> <td>従来型</td> <td>養護</td> <td>ケアハウス</td> </tr> </table>	①	②	③	④	ユニット型	従来型	養護	ケアハウス	1/1		
			①	②	③	④								
			ユニット型	従来型	養護	ケアハウス								
			②管理者は理念や施設の方針、目標を具体的に職員に伝え話し合っている											
			<table border="1"> <tr> <td>基準</td> <td>解釈通知</td> <td>テキスト</td> <td>Q&A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第22条 2項</td> <td>第4章 20 管理者の責務</td> <td>P144 P145</td> <td></td> <td>○ ×</td> </tr> </table>	基準	解釈通知	テキスト	Q&A		第22条 2項	第4章 20 管理者の責務	P144 P145		○ ×	
			基準	解釈通知	テキスト	Q&A								
			第22条 2項	第4章 20 管理者の責務	P144 P145		○ ×							
調査ポイント 事業計画の策定の時期には、理念の具現化に繋がったか、繋げるための話し合いの機会を持っている	聞く 管理者	テ P144	○	39										
調査ポイント 事業計画に理念が明記されており、話し合いの機会を持った上で策定している事が確認できる	見る 書類確認		○	40										
状況及び判断根拠 2つすべて○で1点	点数													
<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>ユニット型</td> <td>従来型</td> <td>養護</td> <td>ケアハウス</td> </tr> </table>	①	②	③	④	ユニット型	従来型	養護	ケアハウス	1/1					
①	②	③	④											
ユニット型	従来型	養護	ケアハウス											

重視するポイント	大項目	中項目	小項目	番号														
B ・ 取組み体制 個別ケアの継続性を保てるよう、情報共有の仕組み作りや職員配置、職員教育を行っている	II ・ 個別状況に応じた計画策定や記録がなされている	1 ・ 入居者の生活習慣、趣味、好きな事等についての意向を把握している（記録等）	①入居者それぞれについて、個性、心身の状況、入居に至るまでの生活歴とその中で培われてきた生活様式や習慣を具体的に把握している															
			<table border="1"> <tr> <td>基準</td> <td>解釈通知</td> <td>テキスト</td> <td>Q&A</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>第42条 1項</td> <td>5 指定介護福祉施設サービスの取扱方針(1)</td> <td>P179 P180</td> <td>P106</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	基準	解釈通知	テキスト	Q&A	○	×	第42条 1項	5 指定介護福祉施設サービスの取扱方針(1)	P179 P180	P106					
			基準	解釈通知	テキスト	Q&A	○	×										
			第42条 1項	5 指定介護福祉施設サービスの取扱方針(1)	P179 P180	P106												
			調査ポイント	生活歴・生活様式や習慣の情報収集した記録物がある	見る 書類確認	テ P106	○	41										
			調査ポイント	どのような方法で把握しているか、また、なぜ把握する事が必要か理解している説明できる	聞く リーダー	テ P179	○	42										
			状況及び判断根拠 2つすべて○で1点				点数											
			<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> </table>				①	②	③	④	1/1							
			①	②	③	④												
			②入居者の1日の生活リズムを把握し記録している															
		<table border="1"> <tr> <td>基準</td> <td>解釈通知</td> <td>テキスト</td> <td>Q&A</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>第42条 1項</td> <td>5 指定介護福祉施設サービスの取扱方針(1)</td> <td>P177 P180</td> <td>P106</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					基準	解釈通知	テキスト	Q&A	○	×	第42条 1項	5 指定介護福祉施設サービスの取扱方針(1)	P177 P180	P106		
		基準	解釈通知	テキスト	Q&A	○	×											
		第42条 1項	5 指定介護福祉施設サービスの取扱方針(1)	P177 P180	P106													
		調査ポイント	入居者の一日の過ごし方がわかる記録物がある	見る 書類確認	テ P188 Q P106	○	43											
		調査ポイント	入居者が1日1日をどのように暮らしたいのかを把握している	見る 書類確認	テ P189	○	44											
		状況及び判断根拠 2つすべて○で1点				点数												
		<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> </table>				①	②	③	④	1/1								
		①	②	③	④													
		2 ・ ユニットの職員が入居者のケアプランやケアカンファレンスに貢献している																
		①施設サービスの目標を達成するために、具体的なサービスの内容についてユニットの職員が意見を伝えている																
<table border="1"> <tr> <td>基準</td> <td>解釈通知</td> <td>テキスト</td> <td>Q&A</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>第12条 6項</td> <td>第4章 10 施設サービス計画の作成(6)</td> <td>P165P197</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					基準	解釈通知	テキスト	Q&A	○	×	第12条 6項	第4章 10 施設サービス計画の作成(6)	P165P197					
基準	解釈通知	テキスト	Q&A	○	×													
第12条 6項	第4章 10 施設サービス計画の作成(6)	P165P197																
調査ポイント	ケアカンファレンスにユニットの職員が参加している	見る 書類確認	テ P197	○	45													
調査ポイント	ケアプランはユニットの職員がいつでも確認できる	見る 見学時		○	46													
状況及び判断根拠 2つすべて○で1点				点数														
<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> </table>				①	②	③	④	1/1										
①	②	③	④															
※養護は、個別処遇計画に置き換える。ケアハウスは、付加点数として評価。																		
②1日の流れの中で行われる入居者それぞれへの支援の内容が話し合われている																		
<table border="1"> <tr> <td>基準</td> <td>解釈通知</td> <td>テキスト</td> <td>Q&A</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>第12条 6項</td> <td>第4章 10 施設サービス計画の作成(6)</td> <td>P197</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					基準	解釈通知	テキスト	Q&A	○	×	第12条 6項	第4章 10 施設サービス計画の作成(6)	P197					
基準	解釈通知	テキスト	Q&A	○	×													
第12条 6項	第4章 10 施設サービス計画の作成(6)	P197																
調査ポイント	入居者の1日の暮らしに合わせて支援を考えていることが確認できる	見る 書類確認	テ P197	○	47													
調査ポイント	話し合われている内容が確認できる	見る 書類確認	テ P197	○	48													
状況及び判断根拠 2つすべて○で1点				点数														
<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> </table>				①	②	③	④	1/1										
①	②	③	④															

重視するポイント	大項目	中項目	小項目	番号											
B ・ 取組み体制 ・ 仕組み作りや職員配置、職員教育を行っている	Ⅲ ・ 入居者本位のサービス（個別ケア）となるよう、利用環境への配慮をしている。	3 ・ 入居者ごとの外出または外泊を支援する仕組みがある	①入居者の希望や心身の状況を踏まえて外出または外泊の機会を個別に確保している												
			<table border="1"> <tr> <td>基準</td> <td>解釈通知</td> <td>テキスト</td> <td>Q&A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第45条 4項</td> <td>8 社会生活上の便宜の提供等 (4)</td> <td>P111</td> <td>P96</td> <td>○ ×</td> </tr> </table>	基準	解釈通知	テキスト	Q&A		第45条 4項	8 社会生活上の便宜の提供等 (4)	P111	P96	○ ×		
			基準	解釈通知	テキスト	Q&A									
			第45条 4項	8 社会生活上の便宜の提供等 (4)	P111	P96	○ ×								
			調査ポイント	外出しやすい仕組みである（必ず企画書や届け出等の書類が必要なのは×）	聞く リーダー	テ P111	○	57							
			調査ポイント	入居者の希望に沿って外出（又は外泊）支援がなされている記録がある	見る 書類確認	テ P111 Q P96	×	58							
			状況及び判断根拠 2つすべて○で1点				点数								
			<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> </table>				①	②	③	④	0/1				
			①	②	③	④									
			②買い物や外食、地域の行事への参加など多様な外出の機会を確保している												
<table border="1"> <tr> <td>基準</td> <td>解釈通知</td> <td>テキスト</td> <td>Q&A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第45条 4項</td> <td>第4章 14 社会生活上の便宜の提供等 (4)</td> <td>P111</td> <td>P96</td> <td>○ ×</td> </tr> </table>					基準	解釈通知	テキスト	Q&A		第45条 4項	第4章 14 社会生活上の便宜の提供等 (4)	P111	P96	○ ×	
基準	解釈通知	テキスト	Q&A												
第45条 4項	第4章 14 社会生活上の便宜の提供等 (4)	P111	P96	○ ×											
調査ポイント	入居者の希望に合わせて、個別に買い物や外食等の支援ができる	聞く リーダー	テ P111 Q P96	○	59										
調査ポイント	外出時の職員の費用（食事代や入場料等）の取り決めがある。全額自己負担は×	見る 書類確認		○	60										
状況及び判断根拠 2つすべて○で1点				点数											
<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> </table>				①	②	③	④	1/1							
①	②	③	④												

重視するポイント	大項目	中項目	小項目	番号					
B・取組み体制 個別ケアの継続性を保てるよう、情報共有の工夫がされている 情報共有の仕組み作りや職員配置、職員教育を行っている	IV・情報共有の工夫がされている	1・入居者に関する記録は一元化・一覧化されている	①記録は業務別ではなく一元化（統一化）している						
			基準	解釈通知	テキスト	Q&A	○	×	
				10 勤務体制の確保等(2)	P190	P111			
			調査ポイント	一元化（統一化）する意味を（ユニット）リーダーが答えられる	聞く リーダー	テ P190 Q P112	○	61	
			調査ポイント	一元化（統一化）し、他職種（介護・看護・栄養は必ず）の記載が確認できる	見る 書類確認	テ P190 Q P112	×	62	
			状況及び判断根拠	2つすべて○で1点		点数	0/1		
				①	②	③	④		
			※ケアハウスは、非該当。						
			②記録は一覧化している						
			基準	解釈通知	テキスト	Q&A	○	×	
		10 勤務体制の確保等(2)	P191	P112					
	調査ポイント	入居者の記録はユニットにある（パソコンの場合はユニット毎に1台はある、記録は目にふれるところに置いていない）	見る 見学时	テ P191 Q P112	○	63			
	調査ポイント	入居者の記録はユニットで記載している（持ち出して各職種の部屋で書いていない。）	聞く 常勤職員	テ P191 Q P112	○	64			
	状況及び判断根拠	2つすべて○で1点		点数	1/1				
		①	②	③	④				
	※従来型は、記録は現場にあり、現場で記録していれば○。養護・ケアハウスは非該当。								
	2・計画の内容や入居者の記録を、支援する全職員が共有できるようにしている			①計画や記録は支援する職員がいつでも確認できるようになっている					
				基準	解釈通知	テキスト	Q&A	○	×
					10 勤務体制の確保等(2)	P191	P112		
				調査ポイント	計画や記録は支援する職員がいつでも確認できるようになっている（個人情報保護規程従っている）	見る 見学时	テ P191	○	65
調査ポイント				計画は情報を共有するための機能を持っており、会議などを通して共有されている	聞く リーダー	テ P197	○	66	
状況及び判断根拠				2つすべて○で1点		点数	1/1		
				①	②	③	④		
※ユニット型以外は、個人情報保護規程に従って、職員がいつでも確認出来るようになっていることが確認出来れば○									
②計画については支援する職員間で意見調整を行い、円滑に連絡が行われる体制となっている									
基準				解釈通知	テキスト	Q&A	○	×	
	第12条 9項	第4章 施設サービス計画の作成(9)	P196						
調査ポイント	計画の策定の際には職員が意見を伝えている	見る 書類確認	テ P197	○	67				
調査ポイント	計画は、入居者が1日1日をどのように暮らしたいのか、それをどう支援するのかを考えているのが確認できる	聞く リーダー	テ P197	○	68				
状況及び判断根拠	2つすべて○で1点		点数	1/1					
	①	②	③	④					
※ケアプラン、処遇計画に限らず、入居者の生活支援に係る全般の計画策定について、関係職員が意見を伝えていることが確認できれば○									

重視するポイント	大項目	中項目	小項目	番号												
B ・ 取組み体制 ・ 仕組み作りや職員配置、職員教育を行っている	V ・ 職員研修計画 ・ 実施など個別ケアの質向上に取り組んでいる	2 ・ 職員の研修等成果を確認し、研修等が本人の育成に役立つ	①研修に参加した職員の学びを報告するための機会又は記録がある													
			<table border="1"> <tr> <td>基準</td> <td>解釈通知</td> <td>テキスト</td> <td>Q&A</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>第47条 4項</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	基準	解釈通知	テキスト	Q&A	○	×	第47条 4項						
			基準	解釈通知	テキスト	Q&A	○	×								
			第47条 4項													
			調査ポイント	研修報告会等、報告機会を設けている	聞く 中間管理職	×	73									
			調査ポイント	記録物から読み取れる	見る 書類確認	×	74									
			状況及び判断根拠 2つすべて○で1点			点数										
			<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> </table>			①	②	③	④	0/1						
			①	②	③	④										
			②管理者は自施設のリーダー研修受講生の運営計画書について実施状況を把握するよう努めている													
<table border="1"> <tr> <td>基準</td> <td>解釈通知</td> <td>テキスト</td> <td>Q&A</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>第22条 1項</td> <td>第4章 20 管理者の責務</td> <td>P252</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					基準	解釈通知	テキスト	Q&A	○	×	第22条 1項	第4章 20 管理者の責務	P252			
基準	解釈通知	テキスト	Q&A	○	×											
第22条 1項	第4章 20 管理者の責務	P252														
調査ポイント	研修受講生と共同で運営計画書を確認、見直している	聞く 管理者	×	75												
調査ポイント	終了生と共同で課題解決を行っている	見る 書類確認	×	76												
状況及び判断根拠 2つすべて○で1点			点数													
<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> </table>			①	②	③	④	0/1									
①	②	③	④													

重視するポイント	大項目	中項目	小項目	番号											
B・取組み体制 個別ケアの継続性を保てるよう、情報共有の仕組み作りや職員配置、職員教育を行っている	VI・会議等、重要案件（組織体制やケア内容等）の意志決定手順が決まっている	1・目的に合った会議が定期的開催されている	①各会議の開催日時があらかじめ決まっており、開催後の議事録もある												
			<table border="1"> <tr> <th>基準</th> <th>解釈通知</th> <th>テキスト</th> <th>Q&A</th> <th></th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>P196</td> <td>P118</td> <td>○ ×</td> </tr> </table>	基準	解釈通知	テキスト	Q&A				P196	P118	○ ×		
			基準	解釈通知	テキスト	Q&A									
					P196	P118	○ ×								
			調査ポイント	各会議の開催日時があらかじめ決まっている	見る 書類確認	テ P196	○	77							
			調査ポイント	議事録等の記録物があり、職員に周知されている	見る 書類確認	テ P196	○	78							
			状況及び判断根拠 2つすべて○で1点				点数								
			<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> </table>				①	②	③	④	1/1				
			①	②	③	④									
			2・会議等、現場の意向を反映する仕組みがある	②各会議の位置づけ、参加職種が明確になっている											
				<table border="1"> <tr> <th>基準</th> <th>解釈通知</th> <th>テキスト</th> <th>Q&A</th> <th></th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>P195</td> <td>P119</td> <td>○ ×</td> </tr> </table>	基準	解釈通知	テキスト	Q&A				P195	P119	○ ×	
				基準	解釈通知	テキスト	Q&A								
					P195	P119	○ ×								
		調査ポイント		ミーティングでは話し合われる内容が明確になっている	聞く リーダー	テ P195	○	79							
		調査ポイント		会議によって参加職種が明確になっている	聞く 中間管理職	テ P194 Q P119	○	80							
		状況及び判断根拠 2つすべて○で1点				点数									
		<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> </table>				①	②	③	④	1/1					
		①		②	③	④									
		2・会議等、現場の意向を反映する仕組みがある		①常勤、非常勤にかかわらず参加する会議を定期的に設けている											
				<table border="1"> <tr> <th>基準</th> <th>解釈通知</th> <th>テキスト</th> <th>Q&A</th> <th></th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>P163</td> <td>P118</td> <td>○ ×</td> </tr> </table>	基準	解釈通知	テキスト	Q&A				P163	P118	○ ×	
				基準	解釈通知	テキスト	Q&A								
					P163	P118	○ ×								
			調査ポイント	会議の計画があり、参加職種も明確になっている	聞く 中間管理職	テ P195 Q P119	○	81							
			調査ポイント	会議の議事録があり確認できる	見る 書類確認	テ P195 Q P119	○	82							
状況及び判断根拠 2つすべて○で1点				点数											
<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> </table>				①	②	③	④	1/1							
①	②		③	④											
2・会議等、現場の意向を反映する仕組みがある	②管理者は、職員が意見やアイデアを出しやすいよう会議の持ち方等配慮している														
	<table border="1"> <tr> <th>基準</th> <th>解釈通知</th> <th>テキスト</th> <th>Q&A</th> <th></th> </tr> <tr> <td>第22条</td> <td>第4章 20 管理者の責務</td> <td>P194</td> <td>P118</td> <td>○ ×</td> </tr> </table>		基準	解釈通知	テキスト	Q&A		第22条	第4章 20 管理者の責務	P194	P118	○ ×			
	基準		解釈通知	テキスト	Q&A										
	第22条	第4章 20 管理者の責務	P194	P118	○ ×										
	調査ポイント	職員が意見やアイデアを出しやすいよう、会議の種類によって参加する、しないとなっている	聞く 管理者	テ P194 Q P119	○	83									
	調査ポイント	出席しない会議でも、議事録にて話し合われた内容を把握している	見る 書類確認	テ P194 Q P119	○	84									
	状況及び判断根拠 2つすべて○で1点				点数										
	<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> </table>				①	②	③	④	1/1						
	①	②	③	④											

重視するポイント	大項目	中項目	小項目				番号	
尊重し、個別ケアの実践に沿った個別ケアを実施している C 尊重し、個別ケアの実践に沿った個別ケアを実施している	I・入居者の権利・プライバシーを守り、個人の意思を尊重している	1・支援の際に、その方の生活習慣等に沿うようにしている	①入居者の意向や生活習慣等を把握している					
			基準	解釈通知	テキスト	Q&A	○ ×	
			第42条	5 指定介護福祉施設サービスの取扱方針 (1)	P5	P106		
			調査ポイント	把握した情報を支援にかかわる職員で共有する仕組みがある(24時間シート・生活リズム表など)	見る 書類確認	テ P4 Q P106	○	85
			調査ポイント	入居者の状況に合わせて支援できるよう、情報は定期的に更新している	見る 書類確認	テ P4 Q P106	○	86
			状況及び判断根拠 2つすべて○で1点				点数	
			① ② ③ ④				1/1	
			②入居者の意向や生活習慣に沿って支援をしている					
			基準	解釈通知	テキスト	Q&A	○ ×	
			第42条	5 指定介護福祉施設サービスの取扱方針 (1)	P5	P106		
調査ポイント	意向や習慣に沿って支援していることが確認できる	見る 書類確認	テ P180	○	87			
調査ポイント	記録は時系列となっている	見る 書類確認	テ P188	○	88			
状況及び判断根拠 2つすべて○で1点				点数				
① ② ③ ④				1/1				

重視するポイント	大項目	中項目	小項目	番号												
C ・個別ケアの実践 施設の理念の共有のもと、一人ひとりを尊重し、生活リズムに沿った個別ケアを実施している	I ・入居者の権利・プライバシーを守り、個人の意思を尊重している	2 ・入居者の羞恥心に配慮した支援を行っている	①権利擁護、虐待防止に関する研修が定期的に行われている													
			<table border="1"> <tr> <td>基準</td> <td>解釈通知</td> <td>テキスト</td> <td>Q&A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第47条 4項</td> <td>第4章 23 勤務体制の確保 (3)</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>	基準	解釈通知	テキスト	Q&A		第47条 4項	第4章 23 勤務体制の確保 (3)			○			
			基準	解釈通知	テキスト	Q&A										
			第47条 4項	第4章 23 勤務体制の確保 (3)			○									
			調査ポイント	権利擁護、虐待防止に関する研修が定期的に行われている	見る 書類確認	○	89									
			調査ポイント	身体拘束の3原則について職員は理解している	聞く リーダー	○	90									
		状況及び判断根拠 2つすべて○で1点			点数	1/1										
		<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> </table>			①		②	③	④							
		①	②	③	④											
		②羞恥心・プライバシーに配慮した支援が行われている														
		<table border="1"> <tr> <td>基準</td> <td>解釈通知</td> <td>テキスト</td> <td>Q&A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第42条 3項</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>					基準	解釈通知	テキスト	Q&A		第42条 3項				○
		基準	解釈通知	テキスト	Q&A											
	第42条 3項				○											
	調査ポイント	羞恥心やプライバシーに配慮した支援がなされるよう、マニュアル等で明文化されている	見る 書類確認	○	91											
	調査ポイント	職員同士の会話でも配慮していることが感じられる	見る 見学时	X	92											
	状況及び判断根拠 2つすべて○で1点			点数	0/1											
	<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> </table>			①		②	③	④								
	①	②	③	④												
	①入居者が自分で衣類を選べるよう支援している															
	<table border="1"> <tr> <td>基準</td> <td>解釈通知</td> <td>テキスト</td> <td>Q&A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第43条 7項</td> <td>第4章 11 介護 (6)</td> <td>P89</td> <td></td> <td>○ X</td> </tr> </table>					基準	解釈通知	テキスト	Q&A		第43条 7項	第4章 11 介護 (6)	P89		○ X	
	基準	解釈通知	テキスト	Q&A												
	第43条 7項	第4章 11 介護 (6)	P89		○ X											
	調査ポイント	入居者の好みを把握している	見る 書類確認	テ P88	○	93										
	調査ポイント	日常的にどのように支援をしているか説明できる	聞く 常勤職員	テ P88 Q P46	○	94										
状況及び判断根拠 2つすべて○で1点			点数	1/1												
<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> </table>			①		②	③	④									
①	②	③	④													
②整容は入居者のペースで支援している																
<table border="1"> <tr> <td>基準</td> <td>解釈通知</td> <td>テキスト</td> <td>Q&A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第43条 7項</td> <td>第4章 11 介護 (6)</td> <td>P88</td> <td></td> <td>○ X</td> </tr> </table>					基準	解釈通知	テキスト	Q&A		第43条 7項	第4章 11 介護 (6)	P88		○ X		
基準	解釈通知	テキスト	Q&A													
第43条 7項	第4章 11 介護 (6)	P88		○ X												
調査ポイント	日常的にどのように支援をしているか説明できる	聞く 常勤職員	テ P88	○	95											
調査ポイント	入居者の意向や好み、習慣を把握し、それぞれの習慣、ペースに合わせて支援していることが読み取れる	見る 書類確認	テ P88	○	96											
状況及び判断根拠 2つすべて○で1点			点数	1/1												
<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> </table>			①		②	③	④									
①	②	③	④													

重視するポイント	大項目	中項目	小項目	番号												
C ・個別ケアの実践 施設の理念の共有のもと、一人ひとりを尊重し、生活リズムに沿った個別ケアを実施している	II・家族等との交流・連携を図っている。	1・家族等との外出・外泊・面会時間の制限はない	①家族との外出や訪問時間の制限がない旨を伝えた文書がある													
			<table border="1"> <tr> <th>基準</th> <th>解釈通知</th> <th>テキスト</th> <th>Q&A</th> <th></th> </tr> <tr> <td>第45条 3項</td> <td>第4章 14 社会生活上の便宜の提供等 (3)</td> <td></td> <td></td> <td>○ ×</td> </tr> </table>	基準	解釈通知	テキスト	Q&A		第45条 3項	第4章 14 社会生活上の便宜の提供等 (3)			○ ×			
			基準	解釈通知	テキスト	Q&A										
			第45条 3項	第4章 14 社会生活上の便宜の提供等 (3)			○ ×									
			調査ポイント 制限がないことが記録物から読み取れる	見る 書類確認	テ P111	○	105									
			外出や訪問時間に制限はないことを職員は理解している	聞く 常勤職員	テ P111	○	106									
		状況及び判断根拠 2つすべて○で1点			点数											
		<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> </table>	①	②	③	④			1/1							
		①	②	③	④											
		2・入居者の日常の様子や施設の状況を家族に連絡している	II・家族等との交流・連携を図っている。	1・家族等との外出・外泊・面会時間の制限はない	②家族や知人が訪問した際に居室以外でも滞在できる場所がある											
					<table border="1"> <tr> <th>基準</th> <th>解釈通知</th> <th>テキスト</th> <th>Q&A</th> <th></th> </tr> <tr> <td>第45条 3項</td> <td>第4章 14 社会生活上の便宜の提供等 (3)</td> <td>P58</td> <td></td> <td>○ ×</td> </tr> </table>	基準	解釈通知	テキスト	Q&A		第45条 3項	第4章 14 社会生活上の便宜の提供等 (3)	P58		○ ×	
					基準	解釈通知	テキスト	Q&A								
	第45条 3項				第4章 14 社会生活上の便宜の提供等 (3)	P58		○ ×								
	調査ポイント 居室以外の滞在場所が確保されている				見る 見学时	テ P58	○	107								
	居室以外の滞在場所があることを職員は理解している				聞く 常勤職員	テ P58	○	108								
	状況及び判断根拠 2つすべて○で1点				点数											
	<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> </table>	①		②	③	④			1/1							
	①	②		③	④											
	II・家族等との交流・連携を図っている。	2・入居者の日常の様子や施設の状況を家族に連絡している		2・入居者の日常の様子や施設の状況を家族に連絡している	①会報の送付や行事への参加呼びかけ等によって入居者と家族が交流する機会を確保している											
					<table border="1"> <tr> <th>基準</th> <th>解釈通知</th> <th>テキスト</th> <th>Q&A</th> <th></th> </tr> <tr> <td>第45条 3項</td> <td>第4章 14 社会生活上の便宜の提供等 (3)</td> <td></td> <td></td> <td>○ ×</td> </tr> </table>	基準	解釈通知	テキスト	Q&A		第45条 3項	第4章 14 社会生活上の便宜の提供等 (3)			○ ×	
					基準	解釈通知	テキスト	Q&A								
			第45条 3項		第4章 14 社会生活上の便宜の提供等 (3)			○ ×								
			調査ポイント 家族への呼びかけに会報等を使用している(他の方法でも良い)		聞く 中間管理職		○	109								
			会報等を確認できる		見る 書類確認		○	110								
状況及び判断根拠 2つすべて○で1点				点数												
<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> </table>		①	②	③	④			1/1								
①		②	③	④												
2・入居者の日常の様子や施設の状況を家族に連絡している		II・家族等との交流・連携を図っている。	2・入居者の日常の様子や施設の状況を家族に連絡している	②入居者の支援に関する相談や説明を家族に行った記録がある												
				<table border="1"> <tr> <th>基準</th> <th>解釈通知</th> <th>テキスト</th> <th>Q&A</th> <th></th> </tr> <tr> <td>第42条 5項</td> <td>第4章 10 施設サービス計画の作成 (7)</td> <td>P129 P197</td> <td></td> <td>○ ×</td> </tr> </table>	基準	解釈通知	テキスト	Q&A		第42条 5項	第4章 10 施設サービス計画の作成 (7)	P129 P197		○ ×		
				基準	解釈通知	テキスト	Q&A									
	第42条 5項			第4章 10 施設サービス計画の作成 (7)	P129 P197		○ ×									
	調査ポイント 家族との基本的な窓口はユニット毎になっている			聞く リーダー	テ P119	○	111									
	相談を受けた場合や説明をした場合の記録が整備されている			見る 書類確認	テ P129	○	112									
状況及び判断根拠 2つすべて○で1点				点数												
<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> </table>	①		②	③	④			1/1								
①	②		③	④												
※ユニット型以外は、家族が気軽に相談できる体制となっていることが確認できれば○。																

重視するポイント	大項目	中項目	小項目	番号					
C ・個別ケアの実践 施設の理念の共有のもと、一人ひとりを尊重し、生活リズムに沿った個別ケアを実施している	Ⅲ・おいしい食事を工夫している	1・入居者個人の食器を持ち込める	①入居者個人の食器を持ち込める						
			基準	解釈通知	テキスト	Q&A	○ ×		
				10 勤務体制の確保等(2)	P101	P56			
			調査ポイント	個人持ちの食器がある(茶碗・お椀・箸・湯飲みなど) (施設で購入した食器を単純に各入居者に割り当てるという事ではない)	見る 見学時	テ P101 Q P56	○	113	
				個人持ちの食器を使用するメリットを説明できる	聞く リーダー	テ P101 Q P56	○	114	
			状況及び判断根拠	2つすべて○で1点		点数			
			①	2	3	4	1/1		
			※ ユニット型以外は、付加点数として評価し、食事に使用する食器に限らず、居室で使用する湯呑みなどが確認できれば○。						
			②食器を持ち込んでもらう意味を職員が理解し働きかけている						
				基準	解釈通知	テキスト	Q&A	○ ×	
		10 勤務体制の確保等(2)	P101	P56					
	調査ポイント	なぜ、個人持ちの食器を使用するのか説明ができる	聞く 常勤職員	テ P101 Q P56	○	115			
		家族や本人に個人持ちの食器の持ち込みを積極的に促している	聞く リーダー	テ P101	○	116			
	状況及び判断根拠	2つすべて○で1点		点数					
	①	2	3	4	1/1				
	※ ユニット型以外は、付加点数として評価。								
	Ⅲ・おいしい食事を工夫している	2・施設の厨房とユニットのキッチンを使い分けをしている	①入居者に暮らしを感じてもらうため、ユニットで炊飯している	①入居者に暮らしを感じてもらうため、ユニットで炊飯している					
				基準	解釈通知	テキスト	Q&A	○ ×	
						P98	P48		
				調査ポイント	ユニットで炊飯をしている(お粥は厨房でもよい)	見る 見学時	テ P98 Q P48	○	117
				炊飯することの意義がマニュアル等に明文化されている	見る 書類確認		○	118	
状況及び判断根拠				2つすべて○で1点		点数			
①				2	3	4	1/1		
※ 従来型は、付加点数として評価。養護・ケアハウスは非該当。									
②ユニットのキッチンを活用している									
				基準	解釈通知	テキスト	Q&A	○ ×	
	第40条 第一号 ロ	3 設備に関する要件(5)	P49 P51	P48					
調査ポイント	キッチンをどのように使っているか説明できる	聞く リーダー	テ P49	○	119				
	調理道具や調味料を置いてある	見る 見学時		○	120				
状況及び判断根拠	2つすべて○で1点		点数						
①	2	3	4	1/1					
※ 従来型は、付加点数として評価。養護・ケアハウスは非該当。									

重視するポイント	大項目	中項目	小項目					番号					
尊重し、個別ケアの生活リズムの実践に沿った個別ケアを実施している Ⅲ・おいしい食事を工夫している	4・入居者が補食や食べたいものを持ち込める	①一律に持ち込みを制限していない											
		基準		解釈通知		テキスト	Q&A	○ ×					
						P102	P74						
		調査ポイント	補食や食べたい物の持ち込みの制限はない				聞く 常勤職員	テ P102 Q P74	○	125			
		調査ポイント	食べ物の持ち込みについての取り決めについて職員は説明できる（一律に職員が預かるのは×）				聞く 常勤職員	テ P102 Q P72	○	126			
		状況及び判断根拠 2つすべて○で1点						点数					
		<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> </table>						①	②	③	④	1/1	
		①	②	③	④								
		②入居者個人の持ち込みが確認できる											
		基準		解釈通知		テキスト	Q&A	○ ×					
調査ポイント	ユニット内の冷蔵庫や個人の冷蔵庫に海苔や佃煮、つけもの等といった食品が保管されている				見る 見学时		○	127					
調査ポイント	居室内の食べ物の管理は職員が入居者の状況に合わせて管理していることがわかる				聞く 常勤職員	Q P72	○	128					
状況及び判断根拠 2つすべて○で1点						点数							
<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> </table>						①	②	③	④	1/1			
①	②	③	④										

重視するポイント	大項目	中項目	小項目	番号										
① 尊重し、個別ケアの実践に沿った個別ケアを実施している ② 個別ケアの実践に沿った個別ケアを実施している	IV	3	①入居者の排泄状況を把握した上でおむつを交換している											
			<table border="1"> <tr> <td>基準</td> <td>解釈通知</td> <td>テキスト</td> <td>Q&A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第43条 5項</td> <td>第4章 11 介護 (4)</td> <td>P 89</td> <td>P 76</td> <td>○ ×</td> </tr> </table>	基準	解釈通知	テキスト	Q&A		第43条 5項	第4章 11 介護 (4)	P 89	P 76	○ ×	
			基準	解釈通知	テキスト	Q&A								
			第43条 5項	第4章 11 介護 (4)	P 89	P 76	○ ×							
			調査ポイント	排泄状況を確認できる記録物がある	見る 書類確認	テ P 89	○	141						
			調査ポイント	入居者の排泄状況に合わせた物品を使用している	聞く 常勤職員	Q P 76	○	142						
			状況及び判断根拠 2つすべて○で1点 <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> </table> ※ケアハウスは、非該当。				①	②	③	④	点数 <table border="1"> <tr> <td>1/1</td> </tr> </table>	1/1		
			①	②	③	④								
			1/1											
						②深夜及び早朝の交換は一律の時間となっていない								
			<table border="1"> <tr> <td>基準</td> <td>解釈通知</td> <td>テキスト</td> <td>Q&A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第43条 5項</td> <td>第4章 11 介護 (4)</td> <td>P 89</td> <td>P 76</td> <td>○ ×</td> </tr> </table>	基準	解釈通知	テキスト	Q&A		第43条 5項	第4章 11 介護 (4)	P 89	P 76	○ ×	
基準	解釈通知	テキスト	Q&A											
第43条 5項	第4章 11 介護 (4)	P 89	P 76	○ ×										
調査ポイント	交換回数や時間に関しては個別になっている	聞く 常勤職員	テ P 89 Q P 76	○	143									
調査ポイント	入居者の希望に合わせた交換となっており、職員で統一して支援していることがわかる	聞く リーダー	テ P 89 Q P 76	○	144									
状況及び判断根拠 2つすべて○で1点 <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> </table> ※ケアハウスは、非該当。				①	②	③	④	点数 <table border="1"> <tr> <td>1/1</td> </tr> </table>	1/1					
①	②	③	④											
1/1														

重視するポイント	大項目	中項目	小項目	番号														
C 尊重し、個別ケアの実践に沿った個別ケアを実施している	IV ・排泄や入浴は入居者の状態や意思を反映して行っている	5 ・入居者本人の気持ちを尊重し、同性介助等に配慮している	①精神的に快適な生活を営むことができるよう同性介助の意向を確認している															
			<table border="1"> <tr> <td>基準</td> <td>解説通知</td> <td>テキスト</td> <td>Q&A</td> <td></td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>P95</td> <td>P77</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	基準	解説通知	テキスト	Q&A		○	×			P95	P77				
			基準	解説通知	テキスト	Q&A		○	×									
					P95	P77												
			調査ポイント 同性介助の意向を確認していることが確認できる	見る 書類確認	テ P95	X	149											
			調査ポイント 同性介助の意向があった場合の対応方法について説明できる	聞く リーダー		X	150											
			状況及び判断根拠 2つすべて0で1点			点数												
			<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> </table>			①	②	③	④	0/1								
			①	②	③	④												
			※養護・ケアハウスは、付加点数として評価															
②同性介助の希望がある場合には、対応できる体制（シフトや協力体制）を確保している																		
<table border="1"> <tr> <td>基準</td> <td>解説通知</td> <td>テキスト</td> <td>Q&A</td> <td></td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>P95</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			基準	解説通知	テキスト	Q&A		○	×			P95						
基準	解説通知	テキスト	Q&A		○	×												
		P95																
調査ポイント 同性介助についての方針が明文化されている	見る 書類確認	テ P95	X	151														
調査ポイント 同性介助について、対応できる体制を確保している	聞く リーダー	テ P95	X	152														
状況及び判断根拠 2つすべて0で1点			点数															
<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> </table>			①	②	③	④	0/1											
①	②	③	④															
※ただし、上記C-IV-5-①が0点の場合は選定調査票項目C-IV-5は0点																		
※養護・ケアハウスは、付加点数として評価																		

重視するポイント	大項目	中項目	小項目	番号										
積極的研修受入に前向き 職員全体がユニットリーダー研修受入に	Ⅲ・職員全体がユニットリーダーの職務に理解がある	1. ユニットリーダーの職務内容が明らかにされている	① (ユニット) リーダーの職務が明確になっている											
			<table border="1"> <tr> <td>基準</td> <td>解釈通知</td> <td>テキスト</td> <td>Q&A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第47条 2項 三</td> <td>10 勤務体制の確保 (2)</td> <td>P153</td> <td></td> <td>○ ×</td> </tr> </table>	基準	解釈通知	テキスト	Q&A		第47条 2項 三	10 勤務体制の確保 (2)	P153		○ ×	
			基準	解釈通知	テキスト	Q&A								
			第47条 2項 三	10 勤務体制の確保 (2)	P153		○ ×							
			調査ポイント (ユニット) リーダーが (ユニットの) ケアに責任を持つ職員であることが確認できる (組織図等)	見る 書類確認 テ P148	○	153								
			(ユニット) リーダーの職責が明確になっている (業務分担表等)	見る 書類確認 テ P153	○	154								
			状況及び判断根拠 2つすべて○で1点 <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> </table> ※ユニット型以外は、付加点数として評価	①	2	3	4	点数 1/1						
			①	2	3	4								
			② ユニットリーダーは職務を理解している											
			<table border="1"> <tr> <td>基準</td> <td>解釈通知</td> <td>テキスト</td> <td>Q&A</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>10 勤務体制の確保 (2)</td> <td></td> <td></td> <td>○ ×</td> </tr> </table>	基準	解釈通知	テキスト	Q&A			10 勤務体制の確保 (2)			○ ×	
基準	解釈通知	テキスト	Q&A											
	10 勤務体制の確保 (2)			○ ×										
調査ポイント ユニットリーダーがシフトやユニット費の管理をしている	聞く リーダー テ P144	○	155											
ユニットリーダーの職務が遂行されている	見る 書類確認 テ P144	○	156											
状況及び判断根拠 2つすべて○で1点 <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> </table> ※従来型は、付加点数として評価。	①	2	3	4	点数 1/1									
①	2	3	4											

重視するポイント	大項目	中項目	小項目	番号		
積極的研修受入に前向き 職員全体がユニットリーダー研修受入に	IV	ユニットへの権限委譲がある程度なされている ユニットリーダー研修受入に	①ユニット毎にユニット費を支給し、ユニットに裁量権がある 基準 10 勤務体制の確保等(2) P151 P176 解釈通知 テキスト Q&A P146	○ ×		
			調査ポイント ユニット費があり、ユニットに裁量権がある	聞く 中間管理職 テ P151 Q P146	○	165
			ユニット費の運用目的、使用方法について取り決めがあり、確認できる	見る 書類確認 テ P151 Q P146	○	166
			状況及び判断根拠 2つすべて0で1点 ① 2 3 4 ※従来型は、付加点数として評価。	点数 1/1		
			②ユニット費の支出についての報告の仕組みがある 基準 10 勤務体制の確保等(2) P151 解釈通知 テキスト Q&A P146	○ ×		
			調査ポイント ユニット費の支出の報告についての仕組みがあり、確認できる	見る 書類確認 テ P151 Q P146	○	167
			支出の報告義務があることを職員が説明できる	聞く リーダー	○	168
			状況及び判断根拠 2つすべて0で1点 ① 2 3 4 ※従来型は、付加点数として評価。	点数 1/1		

重視するポイント	大項目	中項目	小項目	番号											
その他			施設利用前に本人又はその家族に施設利用上の重要事項を説明している	○ ×											
			調査ポイント	重要事項説明書の他にパンフレット等を用意するなど、わかりやすい説明に配慮している	見る書類確認	○	169								
			調査ポイント	入居希望者又はその家族からの問い合わせ、見学の要望に対応している	聞く中間管理職	○	170								
			状況及び判断根拠 2つすべて○で1点			点数	1/1								
			<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>ユニット型</td> <td>従来型</td> <td>養護</td> <td>ケアハウス</td> </tr> </table>			①	②	③	④	ユニット型	従来型	養護	ケアハウス		
			①	②	③	④									
			ユニット型	従来型	養護	ケアハウス									
			入居に際しての契約は契約書を作成して行っている												
			<table border="1"> <tr> <td>基準</td> <td>解釈通知</td> <td>テキスト</td> <td>Q&A</td> </tr> </table>			基準	解釈通知	テキスト	Q&A	○ ×					
			基準	解釈通知	テキスト	Q&A									
調査ポイント	認知症高齢者の場合、代理人を設けるなど、適正な契約を結ぶよう配慮している	聞く中間管理職	○	171											
調査ポイント	入居者又は事業者から契約を解除できる事由を定め、不当に長い解約申し出期間を設定していることはない。	見る書類確認	○	172											
状況及び判断根拠 2つすべて○で1点			点数	1/1											
<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>ユニット型</td> <td>従来型</td> <td>養護</td> <td>ケアハウス</td> </tr> </table>			①	②	③	④	ユニット型	従来型	養護	ケアハウス					
①	②	③	④												
ユニット型	従来型	養護	ケアハウス												

重視するポイント	大項目	中項目	小項目	番号										
			相談・苦情を受け付ける窓口があり、速やかに対応するシステムがある											
			<table border="1"> <tr> <td>基準</td> <td>解釈通知</td> <td>テキスト</td> <td>Q&A</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○ ×</td> </tr> </table>	基準	解釈通知	テキスト	Q&A						○ ×	
基準	解釈通知	テキスト	Q&A											
				○ ×										
		調査ポイント	相談・苦情対応窓口及び責任者が定められ、掲示している	見る書類確認 ○ 173										
		調査ポイント	相談・苦情等への対応に関するマニュアルがある	見る書類確認 ○ 174										
			状況及び判断根拠 2つすべて○で1点 <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>ユニット型</td> <td>従来型</td> <td>養護</td> <td>ケアハウス</td> </tr> </table>	①	②	③	④	ユニット型	従来型	養護	ケアハウス	点数 1/1		
①	②	③	④											
ユニット型	従来型	養護	ケアハウス											
			苦情を迅速にサービスの改善につなげている											
			<table border="1"> <tr> <td>基準</td> <td>解釈通知</td> <td>テキスト</td> <td>Q&A</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○ ×</td> </tr> </table>	基準	解釈通知	テキスト	Q&A						○ ×	
基準	解釈通知	テキスト	Q&A											
				○ ×										
		調査ポイント	相談・苦情等対応した際には記録している	見る書類確認 ○ 175										
		調査ポイント	相談・苦情等対応の結果について、入居者又はその家族に説明している	書類確認 ○ 176										
			状況及び判断根拠 2つすべて○で1点 <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>ユニット型</td> <td>従来型</td> <td>養護</td> <td>ケアハウス</td> </tr> </table>	①	②	③	④	ユニット型	従来型	養護	ケアハウス	点数 1/1		
①	②	③	④											
ユニット型	従来型	養護	ケアハウス											
			入居者の記録の保管方法を定めて、それを基に適切に記録を保管している											
		調査ポイント	記録の管理責任者・保管場所が定められている	見る書類確認 ○ 177										
		調査ポイント	記録の開示手続き、保管期間が定められている	見る書類確認 ○ 178										
			状況及び判断根拠 2つすべて○で1点 <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>ユニット型</td> <td>従来型</td> <td>養護</td> <td>ケアハウス</td> </tr> </table>	①	②	③	④	ユニット型	従来型	養護	ケアハウス			
①	②	③	④											
ユニット型	従来型	養護	ケアハウス											
			入居者への人権への配慮を行っている											
		調査ポイント	「権利」を条文化し、掲示している	見る書類確認 ○ 179										
		調査ポイント	個人情報保護規程に沿って情報を取り扱い、守秘に努めるよう職員に徹底している。	聞く中間管理職 ○ 180										
			状況及び判断根拠 2つすべて○で1点 <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> </table>	①	②	③	④							
①	②	③	④											

重視するポイント	大項目	中項目	小項目	番号									
			認知症に関する正しい理解に基づいてサービスを提供している										
			<table border="1"> <tr> <td>基準</td> <td>解釈通知</td> <td>テキスト</td> <td>Q&A</td> <td></td> <td>○ ×</td> </tr> </table>	基準	解釈通知	テキスト	Q&A		○ ×				
基準	解釈通知	テキスト	Q&A		○ ×								
		調査ポイント	認知症に関する研修を計画的に行っている	見る 書類確認	X	181							
		調査ポイント	管理者は認知症介護に関する研修受講を推進している	聞く 常勤職員	○	182							
			状況及び判断根拠 2つすべて○で1点 <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>ユニット型</td> <td>従来型</td> <td>養護</td> <td>ケアハウス</td> </tr> </table>	①	②	③	④	ユニット型	従来型	養護	ケアハウス	点数	0/1
①	②	③	④										
ユニット型	従来型	養護	ケアハウス										
			当該事業の予算・決算が適正に策定、公開され、また、運用されている										
			<table border="1"> <tr> <td>基準</td> <td>解釈通知</td> <td>テキスト</td> <td>Q&A</td> <td></td> <td>○ ×</td> </tr> </table>	基準	解釈通知	テキスト	Q&A		○ ×				
基準	解釈通知	テキスト	Q&A		○ ×								
		調査ポイント	財務内容等の資料を閲覧できるようにしている	見る 書類確認	○	183							
		調査ポイント	収支決算報告書を公開している	聞く 中間管理職	○	184							
			状況及び判断根拠 2つすべて○で1点 <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>ユニット型</td> <td>従来型</td> <td>養護</td> <td>ケアハウス</td> </tr> </table>	①	②	③	④	ユニット型	従来型	養護	ケアハウス	点数	1/1
①	②	③	④										
ユニット型	従来型	養護	ケアハウス										
			職員の人事管理を適正に行っている										
			<table border="1"> <tr> <td>基準</td> <td>解釈通知</td> <td>テキスト</td> <td>Q&A</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	基準	解釈通知	テキスト	Q&A						
基準	解釈通知	テキスト	Q&A										
		調査ポイント	職員の資質向上を図るための人事方針が定められ、人事考課が明確かつ客観的な基準により行われている	聞く 書類確認	○	185							
		調査ポイント	職員の安全を確保するなど、各種の配慮がなされている	聞く 中間管理職	○	186							
			状況及び判断根拠 2つすべて○で1点 <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> </table>	①	②	③	④						
①	②	③	④										
			非常勤職員の処遇を適正に行っている										
			<table border="1"> <tr> <td>基準</td> <td>解釈通知</td> <td>テキスト</td> <td>Q&A</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	基準	解釈通知	テキスト	Q&A						
基準	解釈通知	テキスト	Q&A										
		調査ポイント	労働基準法など他の関係法令を遵守している	聞く 中間管理職	○	187							
		調査ポイント	短時間労働者の就業規則を定めている	見る 書類確認	○	188							
			状況及び判断根拠 2つすべて○で1点 <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> </table>	①	②	③	④						
①	②	③	④										

重視するポイント	大項目	中項目	小項目	番号										
			職員研修について、研修体系を整備し、研修を計画的かつ定期的に行っている											
			<table border="1"> <tr> <td>基準</td> <td>解釈通知</td> <td>テキスト</td> <td>Q&A</td> <td></td> <td>○ ×</td> </tr> </table>	基準	解釈通知	テキスト	Q&A		○ ×					
基準	解釈通知	テキスト	Q&A		○ ×									
		調査ポイント	採用時研修を実施している。また、職場内研修は計画的に実施している	聞く 中間管理職	○	189								
		調査ポイント	外部研修に職員が参加した場合には、報告会を行う等、他の職員に還元させるよう努めている	見る 書類確認	○	190								
			状況及び判断根拠 2つすべて○で1点		点数	1/1								
			<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>ユニット型</td> <td>従来型</td> <td>養護</td> <td>ケアハウス</td> </tr> </table>	①	②	③	④	ユニット型	従来型	養護	ケアハウス			
①	②	③	④											
ユニット型	従来型	養護	ケアハウス											
			職員の調査研究の指導や研究発表を推進している											
			<table border="1"> <tr> <td>基準</td> <td>解釈通知</td> <td>テキスト</td> <td>Q&A</td> <td></td> <td>○ ×</td> </tr> </table>	基準	解釈通知	テキスト	Q&A		○ ×					
基準	解釈通知	テキスト	Q&A		○ ×									
		調査ポイント	管理者は外部の学会や研究会等への参加を推進している	見る 書類確認	○	191								
		調査ポイント	職員の専門資格取得を積極的に進め、資格取得のために、研修時の出張扱い、資格手当支給の厚遇などの支援をしている	聞く リーダー	○	192								
			状況及び判断根拠 2つすべて○で1点		点数	1/1								
			<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>ユニット型</td> <td>従来型</td> <td>養護</td> <td>ケアハウス</td> </tr> </table>	①	②	③	④	ユニット型	従来型	養護	ケアハウス			
①	②	③	④											
ユニット型	従来型	養護	ケアハウス											
重視するポイント	大項目	中項目	小項目	番号										
			ボランティアや地域住民を受け入れる機会を作っている											
			<table border="1"> <tr> <td>基準</td> <td>解釈通知</td> <td>テキスト</td> <td>Q&A</td> <td></td> <td>○ ×</td> </tr> </table>	基準	解釈通知	テキスト	Q&A		○ ×					
基準	解釈通知	テキスト	Q&A		○ ×									
		調査ポイント	担当者を配置し、受入に関するしおり等を整備している	見る 書類確認	×	193								
		調査ポイント	ボランティアを受け入れた場合には活動内容を記録している	見る 書類確認	○	194								
			状況及び判断根拠 2つすべて○で1点		点数	0/1								
			<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>ユニット型</td> <td>従来型</td> <td>養護</td> <td>ケアハウス</td> </tr> </table>	①	②	③	④	ユニット型	従来型	養護	ケアハウス			
①	②	③	④											
ユニット型	従来型	養護	ケアハウス											
			金銭管理の取り扱い											
			<table border="1"> <tr> <td>基準</td> <td>解釈通知</td> <td>テキスト</td> <td>Q&A</td> <td></td> <td>○ ×</td> </tr> </table>	基準	解釈通知	テキスト	Q&A		○ ×					
基準	解釈通知	テキスト	Q&A		○ ×									
		調査ポイント	預かり金については、出納管理を複数で行い、収支報告を本人または家族に対して定期的に報告している。	見る 書類確認	○	195								
		調査ポイント	金銭や貴重品は自己管理できるように配慮している。	聞く リーダー	○	196								
			状況及び判断根拠 2つすべて○で1点		点数	1/1								
			<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> </table>	①	②	③	④							
①	②	③	④											

重視するポイント	大項目	中項目	小項目	番号		
			感染症・食中毒の予防及び発生時の対応について			
				○ ×		
調査ポイント			感染症・食中毒の予防及び発生時のマニュアルが整備されている	見る書類確認	○	197
			感染症・食中毒の予防及び発生に対する研修を実施し、記録している。	見る書類確認	○	198
			状況及び判断根拠 2つすべて○で1点	点数	1/1	
			① ユニット型 ② 従来型 ③ 養護 ④ ケアハウス			
			感染者に対して適切な対応がなされている			
			基準 解釈通知 テキスト Q&A	○ ×		
調査ポイント			感染者（インフルエンザ・MRSA・疥癬等の罹患者）への適切な処遇のためのマニュアルの整備、研修の実施記録がある	見る書類確認	○	199
			入院治療を必要とする場合を除き、感染者へのサービス提供を拒まない。	見る書類確認	○	200
			状況及び判断根拠 2つすべて○で1点	点数	1/1	
			① ユニット型 ② 従来型 ③ 養護 ④ ケアハウス			

